

市民の森指定解除について

令和6年3月28日

都市整備部 緑政課

市民の森指定解除について（中央区有玉西町）

1 内容

下記の市民の森について、送電線路保全維持の為に樹木の伐採を行ったことで、指定基準に該当しなくなったことから、「浜松市緑の保全及び育成条例」第12条の規定に基づき、その指定を解除したものの

2 市民の森概要：令和4年9月21日付指定解除

所在	指定年月日	指定面積 (㎡)	解除面積 (㎡)	備考
有玉西町 292-1	平成 8 年 4 月 10 日	9,913	1,361	一部解除
有玉西町 857-1	平成 8 年 4 月 10 日	1,243	286	一部解除
有玉西町 858-1	平成 19 年 2 月 13 日	383	383	
有玉西町 861-1	平成 20 年 10 月 10 日	405	405	
有玉西町 864-1	平成 8 年 4 月 10 日	1,186	472	一部解除
有玉西町 865-1	平成 8 年 4 月 10 日	430	430	
有玉西町 866-1	平成 10 年 6 月 30 日	1,164	404	一部解除

3 写真・位置図





4 関係法令：「浜松市緑の保全及び育成条例」抜粋

(市民の森の指定)

第7条 市長は、緑豊かな環境の形成に重要な役割を果たしていると認める樹林地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地の区域で、規則で定める基準に該当するものを市民の森として指定することができる。

(指定の解除)

第12条 市長は、市民の森の区域の全部又は一部が第7条第1項に規定する指定の基準に該当しなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該土地の区域の全部又は一部について、その指定を解除しなければならない。